

松江市告示第 80 号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱（令和 2 年松江市告示第 414 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 24 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後		改正前	
(補助の対象等)		(補助の対象等)	
第 3 条 略		第 3 条 略	
略		略	
補助金の交付	「貸切バス等による県民の県内移動の支援事業補助金交付要綱」(令和 2 年 6 月 25 日島根県制定)の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動(令和 2 年 7 月 1 日以降に出発し、 <u>令和 4 年 10 月 31 日</u> までに帰着するものに限る。)を行う市民を運送する事業	補助金の交付	「貸切バス等による県民の県内移動の支援事業補助金交付要綱」(令和 2 年 6 月 25 日島根県制定)の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動(令和 2 年 7 月 1 日以降に出発し、 <u>令和 4 年 3 月 31 日</u> までに帰着するものに限る。)を行う市民を運送する事業
補助金の交付の率又は金額	貸切バス 貸切バス利用運賃の <u>3分の1</u> の額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、契約 1 件当たり <u>10 万円</u> を上限とする。 レンタルバス	補助金の交付の率又は金額	貸切バス 貸切バス利用運賃の <u>6分の1</u> の額(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、契約 1 件当たり <u>5 万円</u> を上限とする。 レンタルバス

<p>レンタルバス利用料金の <u>3分の1</u> の額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、契約1件当たり <u>10万円</u> を上限とする。ただし、前条第6号アの経費については、1日1台当たり <u>2万円</u> を上限とする。</p>
略

(実施計画書の提出)

第4条 略

2 前項の実施計画書の提出期限は、原則として出発日の3日前(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日を含まない。)までとする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 略

2 複数の契約に係る補助対象事業を一括で申請する場合は、前項の規定にかかわらず、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書(様式第6号)によるものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実施計画書  
略

略	
補助金 申請額	略
	補助率 <u>1/3</u>
略	
略	

略

<p>レンタルバス利用料金の <u>6分の1</u> の額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、契約1件当たり <u>5万円</u> を上限とする。ただし、前条第6号アの経費については、1日1台当たり <u>1万円</u> を上限とする。</p>
略

(実施計画書の提出)

第4条 略

2 前項の実施計画書の提出期限は、原則として出発日の3日前(土曜日、日祝日又は \_\_\_\_\_ を含まない。)までとする。

(交付の申請及び実績報告)

第7条 略

2 複数の契約に係る補助対象事業を一括で申請する場合は、前項の規定にかかわらず、 \_\_\_\_\_ 補助金等交付申請兼実績報告書(様式第6号)によるものとする。

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実施計画書  
略

略	
補助金 申請額	略
	補助率 <u>1/6</u>
略	
略	

略

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等変更実施計画書  
略

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書  
略

略		
補助金 申請額	略	
	補助率	<u>1/3</u>
略		
略		

略

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書  
略

様式第 3 号(第 6 条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等変更実施計画書  
略

様式第 5 号(第 7 条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号



貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書  
略

略		
補助金 申請額	略	
	補助率	<u>1/6</u>
略		
略		

略

様式第 6 号(第 7 条関係)

年 月 日

(あて先) 松江市長

住 所  
事業者名  
代表者名  
担当者名  
電話番号



貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告書  
略

(様式第 6 号 別紙)

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告一覧表

	補助率	申請額
略	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
	<u>1/3</u>	
申請額合計		

略

様式第 8 号(第 10 条関係)

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

補助事業者 氏名又は団体名  
及び代表者氏名

略

附 則

- 1 略  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 5 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(様式第 6 号 別紙)

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付申請兼実績報告一覧表

	補助率	申請額
略	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
	<u>1/6</u>	
申請額合計		

略

様式第 8 号(第 10 条関係)

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書

年 月 日

(あて先)松江市長

住 所

補助事業者 氏名又は団体名 印  
及び代表者氏名

略

附 則

- 1 略  
(この告示の失効)
- 2 この告示は、令和 4 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)

- 2 この告示による改正後の第3条の規定は、令和4年4月1日以後に出発する移動について適用し、令和4年3月31日までに帰着する移動については、なお従前の例による。